

『緊急授業料免除（令和6年度前期）』募集要項

1. 緊急授業料免除の概要

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で、家計支持者の収入が急変した学生に対して、提出書類による選考の上、本学が認定した経済的困窮度に応じて、令和6年度前期授業料について全額・半額・4分の1の額の免除を行います。

通常の授業料免除は、学業成績及び前年の所得で審査を行いますが、「緊急授業料免除」は、学業成績は判定に用いず、令和6年1～3月の所得から算出した今年の所得見込みで審査を行います。

2. 支援対象者と要件

支援対象者は、以下①又は②に当てはまる者で、要件③又は④のいずれかに該当し、本学の授業料免除制度の基準に該当する学部生及び大学院生です。要件を満たす場合は、留年及び修業年限超過している者も申請可能です。

(対象者①) 令和5年度後期に緊急授業料免除の対象となった者

(対象者②) 令和5年度に修学支援新制度（新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合）による支援を受けていた学生のうち、令和6年度に新制度による支援の対象外となる者

(要件③) 家計支持者（※1）の今年の所得見込みが、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前（令和元年から令和5年のいずれかの1年間）の所得より減少（※）するの1/2以下となる場合

(要件④) 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援（※2）を家計支持者が受給している場合

※1「家計支持者」とは、父母等の扶養下にある学生については、父母又は父母に代わり家計を支持する者を指します。独立生計者または私費留学生の場合は、本人（又は配偶者）を指します。

※2「公的支援」については、以下のHPに掲載されている公的支援を対象とします。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

例えば、持続化給付金、家賃支援給付金、月次給付金、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付、社会福祉協議会の総合支援資金（生活費）などです。国の「特別定額給付金」や「学びの継続のための緊急給付金」、本学の「学業継続給付金」、福岡市等の学生給付金は除外します。

○独立生計者としての申請について

以下の要件をすべて満たす大学院生は「独立生計者」として申請することができます。独立生計者として申請する場合、申請者本人（及び配偶者）が上記の対象者①又は②に該当し、要件③又は④を満たす必要があります。

- ・所得税法上、父母等の扶養家族ではないこと
- ・本人（及び配偶者）の父母等と別居し、住居費を負担していること
- ・本人（及び配偶者）に父母等からの送金がなく、本人（又は配偶者）に学費を含めて生計を支えるのに必要な収入及び所得があること（原則として104万円以上の収入があること）

○私費留学生の申請について

私費留学生は、申請者本人（及び配偶者）が上記の対象者①又は②に該当し、要件③又は④を満たす場合に申請することができます。申請者本人の日本でのアルバイト等による2024年の給与収入がコロナの影響を受ける前（2019年～2023年のいずれかの1年間）と比較して減少する1/2以下となる場合は申請要件を満たすことになります。

申請要件を満たす場合、家計状況申告書に基づく経済状況により免除者の選考を行います。

【対象外となるケース】

- ・日本学生支援機構の給付奨学生に採用されている日本人学部生（高等教育の修学支援制度（新制度）の授業料免除対象者となるため）。
- ・要件③（収入の減少）により申請する場合、家計支持者である父母のいずれかの収入が減少するものの、父母両方をあわせた場合は減少していない。
- ・要件③（収入の減少）により申請する場合、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の所得を所得課税証明書で証明できない（通帳のコピーやクレジットカードの明細は不可）。
- ・留学生で母国の父母等の収入減少や母国からの送金の減少を申請理由とする場合。
- ・留学生で2023年12月31日以前から日本に住んでいない場合。
- ・留学生で2023年12月31日以前から日本に住んでいるが、アルバイト等の労働による収入があったことを公的に証明できない場合。
- ・独立生計者が要件③（収入の減少）により申請する場合、奨学金や奨励金等のみを収入源としているため収入が減少していない場合。
- ・次世代研究者挑戦的研究プログラム等に採用され研究奨励金を受けるため、独立生計の要件を満たすようになったものの、前年より学生本人の収入が増えた場合。なお、独立生計者として申請せず、学生本人と父母の所得を合わせて減少する場合は、父母等の扶養下にある学生としても申請することは可能。

【所得の減少について】

- (1) 父母等の扶養下にある場合は、父母の所得を合算した額を用います。独立生計者及び私費留学生は申請者本人及び配偶者の所得を合算した額を用います。
- (2) 令和元年の所得については、令和2年度所得課税証明書に記載の「総所得金額」を用います。
令和2年の所得については、令和3年度所得課税証明書に記載の「総所得金額」を用います。
令和3年の所得については、令和4年度所得課税証明書に記載の「総所得金額」を用います。
令和4年の所得については、令和5年度所得課税証明書に記載の「総所得金額」を用います。
令和5年の所得については、源泉徴収票の所得控除後の金額を用い、給与外所得については確定申告書の記載額を用います。
また、「総所得金額」が0円の場合は、「給与収入」の金額を用います。
- (3) 令和6年の所得見込額は、次により算出してください。
 - ・企業等に勤務している場合は、令和6年1～3月の給与明細に記載の「支給額」（控除後）合計に4を乗じた金額
 - ・自営業者等については、令和6年1～3月の事業所得（事業収入から経費を差し引いた額）に4を乗じた金額
 - ・公的年金・企業年金の収入がある場合は、令和6年4月～令和7年3月の期間に受給する予定の金額（障害保険、遺族年金を除く）

3. 申請にあたっての留意点

- (1) 日本学生支援機構の給付奨学生に採用されている学部生は「緊急授業料免除」には申し込みできません。
- (2) 学部生（大学生で日本人又は在留資格が留学・家族滞在以外の外国籍の方）については、新制度による授業料免除を原則とするため、まずは新制度に該当するかどうかを以下の本学 Web サイトにて確認してください。新制度の対象となるにも関わらず、緊急授業料免除のみを申請した場合は、緊急授業料免除の申請は無効となりますのでご注意ください。両方の授業料免除に採用された場合、新制度の採用結果が優先されます。
【高等教育の修学支援新制度】<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/admission/fees/exempt03>
- (3) 独自制度の授業料免除を申請済みの方も緊急授業料免除を申請することは可能です。ただし、緊急授業料免除の申請資格があると確認された場合は、緊急授業料免除の申請を優先し、独自制度の申請は辞退として取り扱います。その場合は、独自制度を通年申請していたとしても、前期・後期両方の申請が辞退となりますので、後期に独自制度の授業料免除を希望する場合は、後期申請期間中に改めて申請する必要があります。
- (4) 申請書の内容（家族数、就学者数、母子・父子世帯、収入状況等）について、確認のために追加の書類提出を求められることがあります。**申請書の内容に万一虚偽の申告や申告漏れが判明した場合は、申請を取り下げることがあります。**

- (5) 申請内容に不備があった場合や不足書類があった場合は、担当者から別途、不備解消の連絡をメールや電話等で行いますので、常に連絡がとれるようにしておいてください。**担当者からの連絡に速やかな応答がない場合や指定された期日までに不足書類の提出がない場合は、申請を受理しないまたは取り下げることがあります。なお、期日を過ぎて不足書類を提出することには応じられません。**
- (6) 緊急授業料免除を申請した学生については、選考結果が通知されるまで授業料の口座引き落としを保留とします。選考の結果、授業料の半額免除・1/4額の免除または不許可となった者は、選考結果通知に従い、指示された期日までに授業料を納入してください。
- (7) **申請者が学期途中で卒業・修了・休学・退学する場合は、授業料免除の申請及び許可は無効**となりますので、免除される前の授業料額を納付する必要があります。
- (8) 希望のとおり減免されるとは限らないことを理解し、減免されない場合の方策をあらかじめ検討した上で、申請してください。また、**選考結果について他者や過去の結果を比較して不服を申し立てることは認められません。**
- (9) 緊急授業料免除は、通年での申請はできません。後期に緊急授業料免除を希望する場合は、後期申請期間中に改めて申請する必要があります。

4. 申請期間

申請期間：**4月3日(水)～4月16日(火) ※必着**

- ・5ページ以降のチェックリストで必要書類を確認して、申請期間にメール又は郵便で提出してください。
- ・独自制度の授業料免除の申請の際に提出している書類がある場合も、改めて提出が必要です。
- ・必要書類のうち期限までの提出が困難な書類がある場合は、他の書類は期限内に提出し、提出できない書類について提出予定日をお知らせください。
- ・申請書類を受け付けた翌日（土日を除く）までに受信メールを送信します。

5. 必要書類の提出方法

(1) メールにより提出する場合

- 宛先 : 学務部キャリア・奨学支援課学生納付金免除係
- メールアドレス : kinkyumenjyo@jimu.kyushu-u.ac.jp
- 件名 : 「緊急授業料免除の申請」
- 本文 : 学生番号及び学生氏名を明記

・メールによる提出の場合は、証明書類は画像データ等に変換してください。データにて提出の際、文字等が確認しにくい場合は、再提出を求める場合があります。

・個人情報が含まれますので、**学生基本メール (…@s.kyushu-u.ac.jp)** を利用し、メール送信の際は送信先を間違わないよう、また、データにパスワードをかけるようご注意願います。

(2) 郵送により提出する場合

- 郵送先 〒819-0395 福岡市西区元岡744
九州大学学務部キャリア・奨学支援課学生納付金免除係
- ・封筒の表には「緊急授業料免除申請」と記載すること
- ・証明書や給与明細書は原本でなくても構いません。
- ・郵送の場合は、発送日を当係にメールでお知らせください。

6. 選考結果の通知

- 通知時期：令和6年7月下旬
- 通知方法：学生ポータルの「あなた宛のお知らせ」に通知
- ・選考の結果、全額免除以外となった場合は、通知で指示された期日までに授業料を納入してください。

7. 問い合わせ先

○担当部署：九州大学学務部キャリア・奨学支援課学生納付金免除係

Email : kinkyumenjyo@jimu.kyushu-u.ac.jp

電話番号：092-802-5948・5949

8. 個人情報の取り扱いについて

申請書などに記載された内容及び提出書類の情報は、免除選考及びその他経済支援のために使用し、その他の目的には使用いたしません。

(参考) 所得限度額について

緊急授業料免除の申請にあたり、参考として、選考対象者となりうる目安として所得限度額を掲載しています。**選考対象者となりうる目安の額であり、免除を保証する額ではありません。**

また、授業料免除者の選考においては、所得額のみではなく、家族構成、申請者本人の課程や通学形態なども含めて選考し、経済的困窮度が高いと認められる者から全額免除、半額免除、4分の1額免除を行いますので、希望する選考結果にならない場合があります。

家族構成 (注1)	本人の 通学形態	課程別の所得限度額 (単位 千円) (注2)		
		学部	修士・専門職	博士
1人世帯	自宅	—	2,100	2,820
2人世帯	自宅	3,430	3,670	4,320
	自宅外	3,870	4,110	4,760
3人世帯	自宅	3,340	3,620	4,950
	自宅外	3,780	4,060	5,390
4人世帯	自宅	3,900	4,200	5,630
	自宅外	4,340	4,640	6,070

注1 例 1人世帯・・・本人(独立生計者・自宅通学)

2人世帯・・・学部・修士課程 父又は母(主たる家計支持者)・本人

博士課程 配偶者(主たる家計支持者)・本人(独立生計者)

3人世帯・・・父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人

4人世帯・・・父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人・就学者(公立高校・自宅)

注2 所得額とは給与所得者においては控除後の支給額、自営業等においては売上金額から必要経費を差し引いた事業所得を指します。

○父母等の扶養下にいる学生 チェックリスト

チェック項目		必要書類（コピーで可）
(1)緊急授業料免除に申請する	<input type="checkbox"/> はい→	【必要書類】緊急授業料免除申請書（父母等の扶養下にある学生） ・申請書は授業料免除の以下のWEBサイトの「緊急授業料免除」に掲載しているものを使用してください。 https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/admission/fees/exempt02/
(2)日本人の学部生である	<input type="checkbox"/> はい→	【必要書類】学部生の授業料等免除申請資格確認票 ・確認票は授業料免除の以下のWEBサイトの「緊急授業料免除」に掲載しているものを使用してください。 https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/admission/fees/exempt02/
(3)要件①「家計支持者の今年の所得見込みが令和元年～令和5年のいずれかの年より減少する」に該当する	<input type="checkbox"/> はい→	【必要書類】家計支持者（父母両方）の該当年度の所得課税証明書 ・所得課税証明書は市町村の役所で求めてください。 ・令和元年の所得を示す場合は、令和2年度所得課税証明書を提出してください。 令和2年の所得を示す場合は、令和3年度所得課税証明書を提出してください。 令和3年の所得を示す場合は、令和4年度所得課税証明書を提出してください。 令和4年の所得を示す場合は、令和5年度所得課税証明書を提出してください。 令和5年の所得を示す場合は、令和5年分源泉徴収票（給与所得のある方）、令和5年分の確定申告書 第一表・第二表の控え（給与外所得のある方）をご提出 ・父母のいずれかが無収入の場合でも所得課税証明書は両者とも提出してください。
(4)要件②「家計支持者が公的支援を受給している（又は受給した）」に該当する	<input type="checkbox"/> はい→	【必要書類】公的支援の受給証明書 ・支援金の振込通知や振込が分かる箇所の通帳のコピーでも可 ・公的支援については、以下のWEBサイトに掲載されているものを対象とします。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html ・過去に支援を受けたことがある場合でも対象となります。
(5)家計支持者が会社等に勤めている（パート・アルバイトを含む）	<input type="checkbox"/> はい→	【必要書類】家計支持者の令和6年1～3月の給与収入を示す書類 ・在職している場合は、給与明細 ・現時点で在職しているものの令和6年12月までに退職となる予定がある場合は、そのことが分かる通知書や雇用期間が記載された雇用契約書等 ・休職している場合は、休職証明書など、休職期間が確認できる書類
(6)家計支持者が自営業等を営んでいる	<input type="checkbox"/> はい→	【必要書類】家計支持者の令和6年1～3月の所得等を示す書類 ・収入から必要経費を差し引き、所得を確認できるもの（例えば、帳簿、損益計算書等） ・休業している場合は、それを示す書類
(7)家計支持者が年金（企業年金・個人年金を含む）を受給している	<input type="checkbox"/> はい→	【必要書類】家計支持者の年金受給額がわかる書類 ・最新の年金額改定通知書、年金振込通知書 等 ・家計支持者の収入が年金のみの場合はコロナの影響を受けたことにならないため、申請できません。
(8)所得課税証明書において家計支持者に給与収入等が確認できるが、退職や廃業により、今は無職である	<input type="checkbox"/> はい→	【必要書類】退職や廃業を示せる書類 ・退職時発行の源泉徴収票（退職年月日が記載されているものに限る）、雇用保険受給資格者証の第1面、離職票、辞令等 ・廃業を示す書類
(9)扶養家族（申請者のきょうだい）に高校、高専、短大、大学、大学院の就学者がいる	<input type="checkbox"/> はい→	【必要書類】兄弟姉妹等在学状況報告書と学生証（写） ※学生証（写）は有効期限内のものに限る

→必要書類の例は7ページを確認してください。

○独立生計者・私費留学生 チェックリスト

チェック項目		必要書類（コピーで可）
(1)緊急授業料免除に申請する	<input type="checkbox"/> はい→	【必要書類】緊急授業料免除申請書（独立生計者・私費留学生） ・申請書は授業料免除の以下のWEBサイトの「緊急授業料免除」に掲載しているものを使用してください。 https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/admission/fees/exempt02/
(2)独立生計者として申請する日本人学生または私費留学生	<input type="checkbox"/> はい→	【必要書類】 次の1)・2)の両方を提出 1) (様式1) 独立生計者・私費留学生家計状況申立書 2) アパート・市営住宅等の賃貸契約書 ・ルームシェアをしている場合は、 (様式7) ルームシェアの申立書 も提出 ・申立書は授業料免除の以下のWEBサイトに掲載しているものを使用してください。 https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/admission/fees/exempt02/
(3)要件①「家計支持者の今年の所得見込みが令和元年～令和5年のいずれかの年より減少する」に該当する	<input type="checkbox"/> はい→	①令和元年～令和5年のいずれかの年と比較して令和6年の所得が減少する見込みとして申請する 【必要書類】申請者（及び配偶者）の該当年度の所得課税証明書 ・所得課税証明書は市町村の役所で求めてください。 ・令和元年の所得を示す場合は、令和2年度所得課税証明書を提出してください。 ・令和2年の所得を示す場合は、令和3年度所得課税証明書を提出してください。 ・令和3年の所得を示す場合は、令和4年度所得課税証明書を提出してください。 ・令和4年の所得を示す場合は、令和5年度所得課税証明書を提出してください。 ・令和5年の所得を示す場合は、令和5年分源泉徴収票(給与所得のある方)、令和5年分の確定申告書 第一表・第二表の控え(給与外所得のある方)をご提出 ※アルバイト先から源泉徴収票が発行されなかった場合は、令和5年1月～12月の給与明細や給与振込状況の分かる箇所のコピーを提出してください。 ・申請者（及び配偶者）が無収入の場合でも所得課税証明書は提出してください。
(4)要件②「申請者（及び配偶者）が公的支援を受けている（又は受けた）」に該当する	<input type="checkbox"/> はい→	【必要書類】公的支援の受給証明書 （支援金の振込通知や振込が分かる箇所の通帳のコピーでも可） ・公的支援については、以下のWEBサイトに掲載されているものを対象とします。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html ・過去に支援を受けたことがある場合でも対象となります。
(5)申請者（及び配偶者）がアルバイト等の給与収入がある	<input type="checkbox"/> はい→	【必要書類】申請者（及び配偶者）の令和6年1～3月の給与収入を示す書類 ・在職している場合は、給与明細 ・現時点で在職しているものの令和6年12月までに退職する予定がある場合は、そのことが分かる通知書や雇用期間が記載された雇用契約書等 ・休職している場合は、休職証明書など、休職期間が確認できる書類
(6)申請者（及び配偶者）が自営業等を営んでいる	<input type="checkbox"/> はい→	【必要書類】申請者（及び配偶者）の令和6年1～3月の所得等を示す書類 ・収入から必要経費を差し引き、所得を確認できるもの（例えば、帳簿、損益計算書等） ・休業している場合は、それを示す書類
(7)申請者の配偶者又は扶養家族に高校、高専、短大、大学、大学院の就学者がいる	<input type="checkbox"/> はい→	【必要書類】兄弟姉妹等在学状況報告書と学生証（写） ※学生証（写）は有効期限内のものに限る

→必要書類の例は7ページを確認してください。

【必要書類の例】

○父母等の扶養下にいる学生

(例1) 父が会社に勤務していて、コロナの影響により、令和元年の所得と比較して令和6年の所得が減少する見込みである。母は自営業で、令和元年の所得と比較して令和6年の所得が1/2以下に減少する見込みである。申請者は学部学生で、きょうだいに高校生の弟がいる。

- ① 緊急授業料免除申請書（父母等の扶養下にある学生）
- ② 学部生の授業料等免除申請資格確認票
- ③ 令和2年度所得課税証明書（父・母）
- ④ 令和6年1～3月の給与明細書（父）
- ⑤ 令和6年1～3月分の所得を示す書類（母）
- ⑥ 兄弟姉妹等在学状況報告書と弟の学生証のコピー

(例2) 父は会社に勤務しており収入の変動はないが、自営業を営んでいた母が、コロナの影響により令和4年5月に廃業して、現在は無職である。父母両方をあわせた所得は、令和3年の所得と比較して令和6年の所得は1/2以下に減少する見込みである。申請者は大学院生で、きょうだいはいない。

- ① 緊急授業料免除申請書（父母等の扶養下にある学生）
- ② 令和4年度所得課税証明書（父・母）
- ③ 令和6年1～3月の給与明細書（父）
- ④ 廃業を示す書類（母）

○独立生計者・私費留学生

(例1) 独立生計者として申請する日本人学生で、自営業の令和6年の所得がコロナの影響により令和4年より1/2以下に減少する見込みである。配偶者は会社に勤務しているが、コロナの影響による収入の変動はない。申請者と配偶者をあわせた所得は、令和4年の所得と比較して令和6年は1/2以下に減少する見込みである。

- ① 緊急授業料免除申請書（独立生計者・私費留学生）
- ② (様式1) 独立生計者・私費留学生家計状況申立書
- ③ アパート・市営住宅等の賃貸契約書
- ④ 令和5年度（令和4年分）所得課税証明書（本人・配偶者）
- ⑤ 令和6年1～3月分の所得を示す書類（本人）
- ⑥ 令和6年1～3月の給与収入を示す書類（配偶者）

(例2) 留学生本人が2021年から日本に住んでいてアルバイト収入があるが、2021年の収入と比べて2024年はコロナの影響により収入が1/2以下に減少する見込みである。配偶者や子供はなく、友人とルームシェアしている。

- ① 緊急授業料免除申請書（独立生計者・私費留学生）
- ② (様式1) 独立生計者・私費留学生家計状況申立書
- ③ アパート・市営住宅等の賃貸契約書
- ④ (様式7) ルームシェアの申立書
- ⑤ 令和4年度（2021年分）所得課税証明書
- ⑥ 2024年1～3月のアルバイトの給与明細書

(例3) 留学生本人が2022年から日本に住んでいてアルバイト収入があったが、2023年12月にアルバイトを辞めた後、コロナの影響により新たなアルバイトが見つからないため、2022年の収入と比べて2024年は収入が1/2以下に減少する見込みである。配偶者は会社に勤務しているが、コロナの影響による収入の変動はない。申請者と配偶者をあわせた所得は、2022年の所得と比較して2024年は1/2以下に減少する見込みである。申請者には配偶者がおり、高校生と小学生の子供がいる。

- ① 緊急授業料免除申請書（独立生計者・私費留学生）
- ② (様式1) 独立生計者・私費留学生家計状況申立書
- ③ アパート・市営住宅等の賃貸契約書
- ④ 令和5年度（2022年分）所得課税証明書（本人・配偶者）
- ⑤ 兄弟姉妹等在学状況報告書と子供（高校生のみ）の学生証のコピー ※中学生以下の子供については、提出不要